

## バーゼル条約に基づく廃塩ビ輸出の最近の動向について

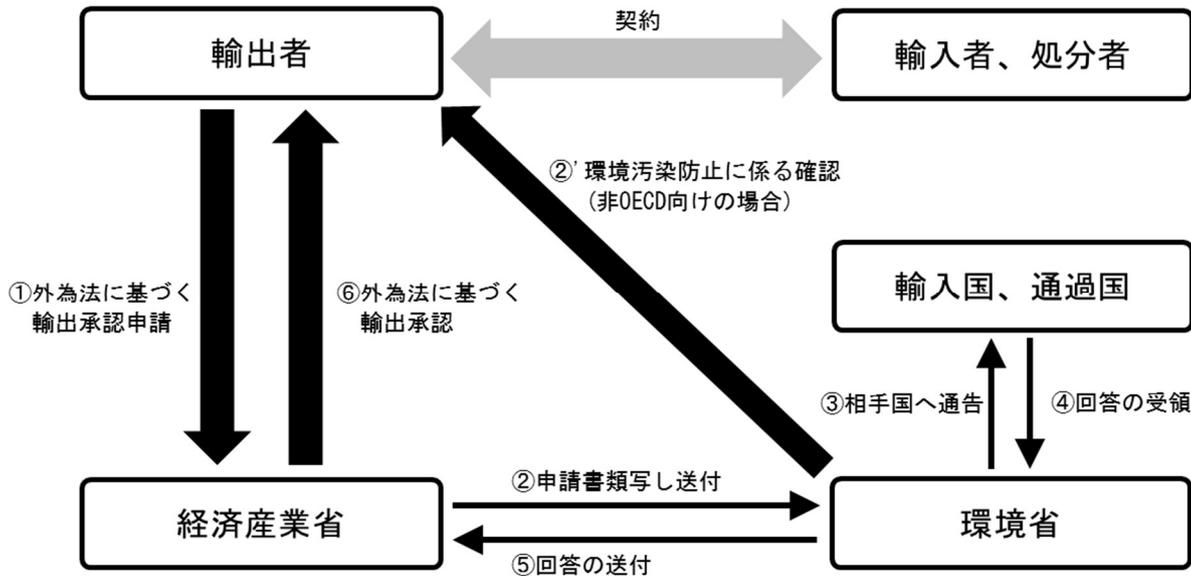
2023年4月19日  
塩ビ工業・環境協会

- 2021年1月1日より、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）」の改正附属書が発効しました。これにより塩ビを含む殆どのハロゲン化されたプラスチック廃棄物はバーゼル条約の規制対象となったことから、その廃塩ビの輸出はバーゼル条約に基づく輸入国からの事前の同意が必要となりました。
- 本改正の発効当初は、追加となった輸出手続きへ円滑に対応できない状況がありましたが、輸出業者の理解が徐々に進んだこと等から近年、申請件数は増えてきているようです。一方で一部の輸出先（輸入国）は国内手続きが煩雑なため同意までに時間を要するという問題も仄聞しています。
- VECは、バーゼル条約の改正附属書発効以降、環境省・経済産業省にも指導を受けつつ、関係団体・企業等と連携して、本規制に関係者が適切に対処できるよう、規制内容の確認、事業者要望の把握等情報共有に努めています。その一環として輸出承認が下りた事案等についてVECが関係者に対してヒアリングをした結果、輸出業者が環境省・経済産業省への申請にあたって留意すべき点と思われるものを今回取りまとめました。

### 1. バーゼル条約附属書の改正と塩ビ系廃棄物の輸出について

- (1) 2021年1月1日より、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）」の改正附属書が発効しました。これにより塩ビを含む殆どのハロゲン化されたプラスチック廃棄物はバーゼル条約の規制対象となったことから、その廃塩ビの輸出はバーゼル条約に基づく輸入国からの事前の同意が必要となりました。（注：OECD加盟国への輸出は、一部の規制が対象外となることがありますので詳細については国別に関係法令を確認してください。また、ペレット（粒状の形をしたもの）、グラッシュ（摩擦熱、せん断熱を利用して減容を行ったもの、樹脂の劣化が少ないというメリット）、JIS適合再生原料などは製品扱いのため本規制の対象外となります。）
- (2) それに伴いバーゼル条約を担保する国内法令も改正され、廃塩ビの輸出には特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の規定により外国為替及び外国貿易法に基づく輸出承認が必要となりましたので、経済産業省の審査に加え、当該廃塩ビの輸出先での処理が環境面で適切に行われるかどうか等の環境省による環境適合性の審査、さらには輸入国政府の事前承認が必要になりました。
- (3) 本改正の発効当初は、追加となった輸出手続きへ円滑に対応できない状況がありましたが、輸出業者の理解が徐々に進んだこと等から近年、申請件数は増えてきているようです。一方で一部の輸出先（輸入国）は国内手続きが煩雑なため同意までに時間を要するという問題も仄聞しています。

図 パーゼル条約上、規制対象となる廃塩ビの輸出に関する承認プロセス



## 2. VEC の取り組みについて

VEC は、バーゼル条約の改正附属書発効以降、環境省・経済産業省にも指導を受けつつ、関係団体・企業等と連携して、本規制に関係者が適切に対処できるよう、規制内容の確認、事業者要望の把握等情報共有に努めています。

その一環として輸出承認が下りた事案等について VEC が関係者に対してヒアリングをした結果、輸出業者が環境省・経済産業省への申請にあたって留意すべき点と思われるものを以下の通りまとめましたので参考になれば幸いです。

○前述のとおり、バーゼル条約上、廃塩ビはペレット、グラッシュ等製品扱いされるものを除いては基本的に輸入国の同意が必要となります。このことを以って、一部の輸出業者は製品扱いされない廃塩ビについては輸出できないと誤って認識されているようです。輸出申請にあたっては、廃塩ビの色（ミックスカラー含む。）や形状などに関係なく、経済産業省及び環境省の審査を経たうえで、相手国（輸入国）政府の同意回答が得られれば、基本的に輸出が承認されます。（換言すれば、輸出先での処理状況が環境上適切と確認出来ない等審査が通らなければ輸出は承認されません。）

○日本政府からの事前通告に対する相手国政府からの同意回答については、一部の国は国内手続きが煩雑なためその回答までに時間を要しているようなので注意が必要です。こうした国に対しては、国内の輸出業者から相手国政府に対してプッシュするより、相手国の輸入業者が当該政府に対して回答を急ぐようプッシュすることが効率的・効果的と考えられます。バーゼル条約の各国の担当者は、次の HP に掲載されていますので輸入業者と連携して対応されることをお勧めします。

<http://www.basel.int/Countries/CountryContacts/tabid/1342/Default.aspx>

○一部の輸出業者は既にも実施しておりますが、バーゼル条約上の手続きに関し環境省本省は事前の相談を受け付けているようですので、ご不明な点があれば積極的に相談してみてください。

### 3. 最近の廃プラ塩ビの輸出動向について

(1) 2020年～2022年の貿易統計によれば、廃プラ塩ビの2022年1～12月の総輸出量は31,336トンで、対前年比21%減でした。バーゼル条約施行前の2020年と比較すると約41%のレベルでまだ回復途上であると言えます。

年	総輸出量(ton)	総輸出量/2020年 (%)
2020	76,207	
2021	39,755	52.2
2022	31,336	41.1

(2) 2022年1年間の輸出先を見ると、韓国が66%が、台湾が17%となっており、この2か国で全体の83%を占めています。バーゼル条約施行前の2020年では、台湾が37%、インドが27%、韓国が10%でしたが、韓国と米国はOECD加盟国であり、一部の規制が対象外となったため、日本からの輸出量が大幅に増加しています。一方、インドは同意までの手続きに時間を要していると言われてしています。

国名	2020年 総輸出量(ton)	2022年 総輸出量(ton)
大韓民国	7,971	20,643
台湾	27,967	5,295
香港	6,634	0
ベトナム	2,650	34
マレーシア	2,980	11
インド	20,752	210
その他	7,253	5,143
合計	76,207	31,336

以上